

## 制度創設の趣旨と制度概要

当協会におきまして、各会員企業の労災補償制度の充実を目的に、単独加入より割安な保険料で政府労災保険に充実した上積み補償ができる制度として、「労災補償制度」を設立しました。

本制度は、被用者（政府労災保険等の「労働者」）が、業務上または通勤途上の災害により、死亡または後遺障害を被り、会員企業の皆さまが政府労災保険等の上乗せ補償を行う場合に、その補償に対し保険金をお支払いする制度です。（業務災害か否かの認定については、政府労災保険等の判定に準じます。）

## ご加入対象者

労働保険事務組合一般社団法人北労働基準協会会員企業のうち、政府労災保険等にご加入されている企業の方々を対象となります。

## 被用者の範囲

- ①加入会社の全従業員（臨時雇を含みます。）
- ②加入会社の下請会社の全従業員（臨時雇を含みます。）ただし、中小事業主および一人親方に関しては、政府労災保険に特別加入している場合に限ります。（下請負人補償特約をセットした場合）
- \* 建設業の場合、年間完成工事高（税抜）のご申告が必要です。
- \* 特別加入者の内第3種特別加入者（海外派遣者）は含みません。

## ご加入手続き

当協会までご連絡ください。具体的なお加入手続きの流れにつきまして説明いたします。

## ご加入タイプ

加入タイプ		A	B	C	D
死亡に対する法定外補償保険金		500万円	1,000万円	2,000万円	200万円
後遺障害に対する法定外補償保険金	後遺障害 1級	500万円	1,000万円	2,000万円	200万円
	後遺障害 2級	500万円	1,000万円	2,000万円	200万円
	後遺障害 3級	500万円	1,000万円	2,000万円	200万円
	後遺障害 4級	400万円	800万円	1,600万円	160万円
	後遺障害 5級	350万円	700万円	1,400万円	140万円
	後遺障害 6級	300万円	600万円	1,200万円	120万円
	後遺障害 7級	250万円	500万円	1,000万円	100万円
	後遺障害 8級	200万円	400万円	800万円	80万円
	後遺障害 9級	150万円	300万円	600万円	60万円
	後遺障害10級	100万円	200万円	400万円	40万円
	後遺障害11級	50万円	100万円	200万円	20万円
	後遺障害12級	25万円	50万円	100万円	10万円
	後遺障害13級	15万円	30万円	60万円	6万円
	後遺障害14級	10万円	20万円	40万円	4万円
休業に対する法定外補償保険金		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

### 業務上災害に加えて、通勤災害も補償します。

- (\*)業務上災害の給付額と通勤災害の給付額は同額です。
- (\*)死亡に対する法定外補償保険金と後遺障害に対する法定外補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- (\*)保険料払込方法は三回払のみです。
- (\*)上記以外のタイプをご希望される場合は、取扱代理店まで個別にご相談ください。

### 【保険料計算例】

過去の損害率による割引40%・事業場数割引10%を適用した場合

- ① 加入タイプA、業種コード35番(建設業)、平均被用者数20名の場合(下請負人補償特約のセットなし)  
年間保険料 163,530円
- ② 加入タイプA、業種コード94番(その他各種事業)、平均被用者数20名の場合  
年間保険料 23,670円
- ③ 加入タイプB、業種コード35番(建設業)、平均被用者数20名の場合(下請負人補償特約のセットなし)  
年間保険料 271,530円
- ④ 加入タイプB、業種コード94番(その他各種事業)、平均被用者数20名の場合  
年間保険料 40,350円

- (\*)この契約には「保険料確定特約」(直近会計年度末用)がセットされます。
- ・ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払い込みいただきます。  
(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・中途加入された場合は、確定精算が必要です。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求は行いません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。  
(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とすることには、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- ・本契約の保険料は事業場数割引を適用しております。今年度の加入者数により保険料が変動する可能性があります。
- ・本契約の保険料は過去の損害率による割引を適用しています。前年度の実績により保険料が変動する可能性があります。
- ・ISOを取得済みの会員企業様につきましては別途割引が適用される場合があります。詳細については引受保険会社または取扱代理店へご照会ください。